

さめ固定式さし網漁業（太平洋海域）許可等の取扱方針

昭和40年12月21日制定

昭和44年 1月 6日一部改正

（目的）

第1 この漁業と他種漁業の調整を図るため、この漁業の許可等についての取扱方針を定める。

（許可の申請）

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- （1）所属漁業協同組合の副申書ならびに青森県さめ刺網漁業協議会員は同協議会長の副申書
- （2）申請理由書
- （3）申請船舶の年間事業概要書ならびに該漁業事業計画書
- （4）その他知事が必要と認める書類を提出させることがある。

（許可の対象者）

第3 許可の対象者は前年この漁業の許可を受けて操業した実績者とする。

ただし、知事が特にやむを得ない事情があると認めた者については、この限りでない。

（許可の対象船）

第4 許可の対象船は、本県知事の登録漁船であって、総トン数50トン未満の船舶とする。ただし、知事が特に事情やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は別に定める取扱方針により許可をしないか、または許可の始期を遅らせることがある。

- 一 この漁業の違反で処分をうけた者が申請した場合
- 二 この漁業以外の漁業の違反で過去1年以内に処分を受けた者が申請した場合

（操業区域）

第6 操業区域は尻矢崎正東の線以南における青森県太平洋沖合海域とする。

ただし、共同漁業権漁場を除く。

（操業期間および許可期間）

第7 操業期間は1月1日から4月20日までとし、許可期間は1年以内とする。

（制限又は条件）

第8 この漁業の許可にあたっては、次の制限又は条件を付する。

- （1）漁具は2ヶ統以内とし、1ヶ統の全長は1,350メートル以内とすること。
- （2）網の目合は151ミリメートル以上とすること。
- （3）網には、1反につき1ヶ以上の漁業者名および許可番号を記載した浮子をつけること。
- （4）船橋両側面を白色ペイントで塗装し、許可番号を赤色ペイントで「太さめ刺第 号」と明記すること。

（操業報告書の提出）

第9 操業期間中は別途様式による操業報告書を翌月20日までに提出すること。